

臨時飲食店(バザー)を行う みなさまへご案内



イベントなどで、多くのお客様に食品を提供する時に心配なのが食中毒事故！
食品衛生協会では万が一の場合に備え、営業者が割安で加入できる食品営業賠償共済
という制度がありますので是非ご利用下さい！

！こんな事故でお支払いします！

提供した飲食物が原因で支払われる場合

- 食中毒が発生した場合
- 異物が混入して客が口内を損傷した場合
- 飲食物の容器破損で客が損傷を受けた場合 等

●料金一覧 (期間内補償限度額 5,000万円) (期間内売上げ 3,000万円以下の場合)

共済期間 (毎月1日、15日始期)	共済掛金(A)	加入手数料(B)	合計金額(A+B)
3ヶ月	700円	一律 1,000円	1,700円
4ヶ月	900円		1,900円
5ヶ月	1,200円		2,200円
6ヶ月	1,400円		2,400円

(※共済期間に間に合うよう、早めにお申し込み下さい)

Q1 共済期間内に臨時営業を何回行っても掛金はこれでいいですか？

A 期間内でのすべての臨時営業のおおよその売上げ額合計と共済期間で掛金を決定します。
(臨時営業での売上げ総額3,000万円以下なら上記掛金でOK)
また、期間内に数回の臨時営業出店の予定があれば、管内一円として申込み可能です。
6ヶ月以上の申込みも可能です。

Q2 食品衛生協会員ではないのですが、加入できますか？

A 本来この共済は協会員でないと加入できない制度ですが、臨時営業特例措置として加入
手数料(1,000円)をお支払いしていただければ共済加入できます。既に協会員の方は
共済掛金のみでOKです。

【事務局 柏崎食品衛生協会 柏崎市鏡町11-9 TEL/FAX 24-1346】

----- 申込み用紙 キトリ -----

イベント名 _____

申請者氏名 _____

申請者住所 _____

共済期間 () ヶ月 (3ヶ月以上での申込み)

出店回数 今回のみ ・ 柏崎管内多数の臨時に出店予定

(この用紙と料金を添えてお申し込み下さい)

電話番号 _____

合計掛金 _____ 円